

株主総会参考書類（別冊）

第1号議案添付書類

1. 日本アジアグループ株式会社 定款
2. 日本アジアグループ株式会社 計算書類等

国際航業ホールディングス株式会社

「1. 日本アジアグループ株式会社 定款」

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、日本アジアグループ株式会社と称し、英文ではJapan Asia Group Limitedと表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社（外国会社を含む）の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - (1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
 - (2) 金融商品取引法に規定する投資助言・代理業
 - (3) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、媒介および管理
 - (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の無体財産権および技術的知識（ノウハウ）の取得、賃貸借および売買
 - (5) 金融業、生命保険・損害保険の代理業および生命保険・損害保険の募集に関する業務
 - (6) 有価証券の保有、運用、管理および売買
 - (7) 測量ならびに空間情報（地理情報）の取得、解析、活用および販売
 - (8) 地質・海洋・大気に関する調査および解析
 - (9) 再生可能エネルギー発電施設の開発、施工、監理、運営、維持および管理
 - (10) 再生可能エネルギー発電による電力供給
 - (11) 環境に関する調査、施工および監理
 - (12) 再生可能エネルギーの環境価値の利用、取引および取引の仲介ならびにこれらに関する商品・サービスの企画および開発
 - (13) 土木および建築の計画、設計、施工および監理
 - (14) 不動産の賃貸、売買、開発、造成、活用、運営および管理ならびにこれらの代理および媒介
 - (15) 上記各号に関するコンサルティング

- (16) コンピュータ情報処理ならびに情報システムの開発、販売、保守および管理
 - (17) 測量・調査・設計等に関する機械、材料の売買およびこれらのリース
 - (18) 事業の管理・運営の受託およびコンサルティング
 - (19) 不動産特定共同事業法に基づく事業
 - (20) 労働者派遣事業
 - (21) 前各号に付帯する一切の業務
2. 前項第1号乃至第19号および第21号の事業
 3. 第1項各号の事業を行うものに対する投資
 4. 企業経営に関する助言、指導およびコンサルティング
 5. 前各項に付帯または関連する業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は6,785,348株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第8条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または、定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第9条（基準日）

当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株主総会

第10条（招集時期）

当社の定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第11条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第13条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第14条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第15条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 前項の議事録は、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

第16条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第17条（取締役の員数）

当会社の取締役は、7名以内とする。

第18条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第19条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

- する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第20条（代表取締役および役付取締役）

- 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条（取締役会の招集権者および議長）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第23条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第25条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第29条（監査役および監査役会の設置）

当社は監査役および監査役会を置く。

第30条（監査役の員数）

当社の監査役は、5名以内とする。

第31条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の

1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第39条（監査役の責任免除）

- 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任額の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第40条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条（会計監査人の任期）

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第44条（会計監査人の責任免除）

- 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 計算

第45条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

第46条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第47条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第48条（配当金の除斥期間等）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

「2. 日本アジアグループ株式会社 計算書類等」

事 業 報 告

（平成22年5月1日から
平成23年4月30日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経緯および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当初、新興国の経済成長や景気刺激策による押し上げ効果もあり輸出や製造業の一部に回復の兆しが見受けられたものの、その後、欧州の金融不安や家電エコポイント制度など経済政策の終了または見直しなどにより個人消費は落ち込み、景気は踊り場局面に入りました。3月11日には東日本大震災が発生し、生産設備の毀損、サプライチェーンにおける障害、電力供給の制約などから一部の生産活動が大きく低下しており、輸出や国内民間需要にも大きな影響が及びました。

このような環境下において、当社グループは「金融と技術の融合」というスローガンのもと、グループ内における「技術サービス事業」は市場の拡大をリードする技術をベースとした事業や資産の獲得を目的に、「金融サービス事業」はファンドの形成や資金調達を通じて「技術サービス事業」を支援する等双方が融合し、シナジー効果を最大化することに努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、前期までに非中核事業であった企業再生事業からの撤退を完了したため、売上高は57,727百万円（前期比30.3%減）となり、営業損失1,153百万円（前期は営業損失2,981百万円）、経常損失2,094百万円（前期は経常損失2,864百万円）となりました。しかし、投資有価証券売却益、補助金収入等により特別利益が1,116百万円となる一方、投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額等により特別損失が4,763百万円発生した結果、当期純損失は4,135百万円（前期は当期純利益3,404百万円）となりました。

なお、各セグメントの業績は次のとおりであります。

（売上高はセグメント間の内部売上高を含んでおります。）

イ. 金融サービス事業

当社グループの金融サービス事業は、日本アジア証券株式会社およびおきなわ証券株式会社の証券業と、ユナイテッド投信投資顧問株式会社

の投信委託・投資顧問業等および平成22年5月にグループに参画した Japan Asia Securities Limited（以下「Japan Asia Securities」：香港）の海外証券業を中心に展開しております。

当連結会計年度における株式市場は、家電エコポイント制度やエコカー減税など前年までの経済対策効果が剥落し、生産活動が足踏み状態となったことに加え、ギリシャやスペインなどで欧州の財政危機懸念が高まったことを受け、日経平均も10,695円69銭でスタートしましたが、9月1日には一時8,927円02銭まで落ち込む軟調な展開となりました。その後、昨年後半にかけて国内外で金融緩和策が相次いで打ち出され円高リスクが一服したことや、日本株の相対的な出遅れ感に伴う海外資金の流入などを好感し、株価も持ち直しの動きが見られ、日経平均は2月17日に一時、10,891円60銭と期初を上回る水準にまで回復しました。しかしながら3月11日の東日本大震災により8,227円63銭まで急落、その後4月末には9,849円74銭まで反発しましたが、大震災からの日本経済復興過程が依然として不透明なこともあり、上値の重い状況となっております。

また、期中の円ドル相場は、欧州の財政問題を受け90円台半ばでスタートしたものの11月には80円前後まで円高が進展、米国の金融緩和を受けて落ち着きつつありましたが東日本大震災発生の影響から、急激な円高局面となり3月17日には76円25銭をつけました。協調介入が実施され、落ち着きを取り戻したものの80円台前半での推移が続いております。

このような環境にあって、当社グループは証券業においては、日本株式市場は厳しい環境にあると当初より想定し、期を通じて香港、ベトナム等の外国株式やリアル、ランド等の外貨建債券、投資信託等の募集物の販売を中心に営業活動を展開してまいりました。また、年換算数億円規模の大幅な経費削減をあわせて実行してまいりました。投信委託・投資顧問業においては、年金基金を中心とした投資一任契約の営業と機関投資家対象の私募投信を強化する戦略を継続し、年金基金と新規の投資一任契約、助言契約の締結や新規私募投信の設定など一定の成果がありました。反面既存顧客からの解約も散見され、残念ながら全体として運用資産額は減少しました。平成22年5月から当社グループに参画した Japan Asia Securitiesは、日本の証券会社からの取次業に特化した営業を行ってまいりました。日本株式市場の低迷による国内証券会社のアジア株への関心の高まりを受け、徐々に契約と売買高を増やし、期中は一時単月黒字を計上できるまでになりました。しかしながらその後日本

株式市場が回復傾向になったことから既存証券会社からの外国株式注文は減少傾向となり、見込先である国内証券会社のなかに外国株式の取扱い開始に慎重な反応を見せる動きも現れ、難しい局面となりました。当連結会計年度は、金融サービス事業全体としては十分な成果をあげるまでには至らず、厳しい環境のなか、売上高7,677百万円、営業損失726百万円となりました。

ロ. 技術サービス事業

当社グループの技術サービス事業は、主に国際航業ホールディングス株式会社のグループ会社による空間情報コンサルティング事業、グリーンプロパティ事業およびグリーンエネルギー事業を中心に展開しております。

空間情報コンサルティング事業においては、中期経営計画における当事業部門の事業戦略である地方自治体の業務支援サービス、地理空間情報を活用した国土保全サービス、低炭素型インフラ整備・まちづくりサービス、海外の環境・気候変動関連分野の地理空間情報サービス、地理空間情報アーカイブスを活用したソリューションの5つの領域において事業を推進いたしました。

グリーンプロパティ事業においては、不動産賃貸、アセットマネジメント・プロパティマネジメント業務、建設・不動産ならびに土壌・地下水の保全に関するコンサルティングサービス、戸建住宅事業を提供し、これら事業を基盤として太陽光発電施設の設計施工をはじめとするエネルギーソリューションサービスや環境配慮型住宅の供給などのメニュー充実を図り、低炭素社会へ向けた取組み（グリーンプロパティサービス）を進めました。

グリーンエネルギー事業においては、金融サービス事業との融合を図りながら欧州での大規模太陽光発電所（メガソーラー）の開発業務を一段と進めたことにより、当年度までの累計開発量は出力20メガワットとなりました。また、日本においても平成22年4月に宮崎都農第1発電所（出力50キロワット）、平成23年3月に宮崎都農第2発電所（出力1メガワット）の稼働を開始する等、グローバルの視点で新たな成長路線を築く取組みを積極的に図りました。

公共分野については、政府による公共事業見直し論や財政逼迫による公共事業費の継続的な予算縮減が続き、民間分野においても企業の設備投資は持ち直しつつあるものの依然として低水準で推移するなど、総じて厳しい状況が続きました。また、エネルギー分野では、地球温暖化へ

の対策やエネルギー源の確保などの対処の一環として太陽光などの再生可能エネルギーの普及を助成するフィードインタリフ制度が世界的に拡大しておりますが、買取価格の見直しなどによる事業環境の変化もあり、先行き不透明な状況が続いております。その結果、グリーンエネルギー事業での収益は改善したものの、空間情報コンサルティング事業の受注減少の影響により、売上高は50,877百万円、営業利益は267百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、1,705百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、技術サービス事業における宮崎県都農町での太陽光発電施設、新基幹システムの導入費用および生産効率化を目的としたソフトウェア開発等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、必要資金を金融機関借入および社債等により調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

- ・日本アジア・アセットソリューション株式会社および日本アジア・アドバイザーズ株式会社は、平成22年9月の日本アジアファイナンシャルサービス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ・株式会社アスナルコーポレーションは、重要性が増したため持分法適用子会社から連結子会社となっております。
- ・Japan Asia Securities Limited、Japan Asia Asset Management LimitedおよびJapan Asia Nominees Limitedの3社は、平成22年5月の日本アジアホールディングズ株式会社による株式取得により、連結子会社となっております。
- ・株式会社五星は、平成22年6月の株式売却により連結の範囲から除外しております。また、これにより同社の関連会社2社（株式会社五星エンジニアリング、株式会社四航コンサルタント）を持分法の適用範囲から

除外しております。

- ・株式会社コスメックスは、平成22年7月の株式譲渡により連結の範囲から除外しております。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 21 期 (平成20年10月期)	第 22 期 (平成21年4月期)	第 23 期 (平成22年4月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (平成23年4月期)
売 上 高(千円)	34,436,313	39,200,004	82,782,494	57,727,475
経 常 利 益(千円)	△148,907	705,683	△2,864,896	△2,094,846
当 期 純 利 益(千円)	△187,177	△1,513,526	3,404,591	△4,135,047
1株当たり当期純利益 (円)	△1,994.81	△958.46	2,023.46	△2,459.34
総 資 産(千円)	7,531,551	101,502,459	99,107,669	89,106,283
純 資 産(千円)	1,773,517	26,061,143	31,498,732	26,180,153
1株当たり純資産額 (円)	16,347.76	6,610.72	10,240.73	8,226.49

- (注) 1. 当社は、平成20年6月2日に大酒販株式会社を株式交換により完全子会社としておりますが、企業結合会計基準上は大酒販株式会社を取得企業とし当社が被取得企業となるため、第21期の連結業績は大酒販株式会社の平成19年11月1日から平成20年10月31日までの損益計算書に当社および当社の大酒販株式会社以外の連結子会社の平成20年6月2日から平成20年10月31日までの損益計算書を連結した金額となっております。
2. 当社は、平成21年2月20日に旧日本アジアグループ株式会社および旧株式会社モスインスティテュートと当社を存続会社とする三社合併を行いました。企業結合会計基準上は旧日本アジアグループ株式会社を取得企業とし当社が被取得企業となるため、第22期の連結業績は、旧日本アジアグループ株式会社の平成20年11月1日から平成21年4月30日までの連結損益計算書に、当社および当社連結子会社の平成21年2月20日から平成21年4月30日までの損益計算書を連結した金額となっております。
3. 第22期は、決算期変更に伴い6ヶ月決算であります。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 21 期 (平成20年10月期)	第 22 期 (平成21年 4 月期)	第 23 期 (平成22年 4 月期)	第 24 期 (当事業年度) (平成23年 4 月期)
売 上 高(千円)	588,191	140,588	654,560	864,000
経 常 利 益(千円)	△622,648	△166,710	△481,189	△1,204,584
当 期 純 利 益(千円)	△861,646	△968,452	△4,185,041	△1,171,313
1株当たり当期純利益 (円)	△15,559.90	△1,340.50	△2,468.70	△691.12
総 資 産(千円)	3,669,350	19,970,277	24,280,479	24,402,855
純 資 産(千円)	1,091,989	16,797,385	12,227,549	11,051,364
1株当たり純資産額 (円)	10,083.19	9,902.15	7,214.61	6,520.76

- (注) 1. 当社は、平成20年6月2日をもってテレマーケティング事業を会社分割し、新たに設立した連結子会社である株式会社ジー・エフに事業を承継しております。したがって、第21期における個別業績は、平成20年6月2日以降純粋持株会社としての個別業績が合算された数値となっております。
2. 当社は、平成21年2月20日に旧日本アジアグループ株式会社および旧株式会社モスインスティテュートと、当社を存続会社とする三社合併を行いました。したがって、第22期における個別業績は、平成21年2月20日以降、三社合併後のものとなっております。
3. 第22期は、決算期変更に伴い6ヶ月決算であります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 または出資金	出資比率	主要な事業内容
日本アジアホールディングズ株式会社	2,641百万円	100.00%	金融サービス事業中間持株会社 (金融サービス事業)
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	(100.00%)	証券業 (金融サービス事業)
おきなわ証券株式会社	628百万円	(100.00%)	証券業 (金融サービス事業)
Japan Asia Securities Limited	5,907千USD	(100.00%)	証券業 (金融サービス事業)
ユナイテッド投信投資顧問株式会社	1,155百万円	(100.00%)	投資信託委託、投資顧問業 (金融サービス事業)
国際航業ホールディングス株式会社	16,939百万円	56.45%	技術サービス事業中間持株会社 (技術サービス事業)
国際航業株式会社	16,729百万円	(100.00%)	空間情報・社会基盤整備 (技術サービス事業)
国際ランド&ディベロップメント株式会社	100百万円	(100.00%)	不動産賃貸・管理および開発 (技術サービス事業)
国際環境ソリューションズ株式会社	100百万円	(100.00%)	環境保全に関するコンサルティング (技術サービス事業)
株式会社KHC	373百万円	(73.17%)	戸建住宅の設計・施工・販売 (技術サービス事業)
KOKUSAI EUROPE GmbH	2,250千EUR	(100.00%)	事業開発、提携先への投資・経営管理 (技術サービス事業)
KOKUSAI ASIA PTE.LTD.	1,500千SGD	(100.00%)	アジア地域を中心とした事業開発 (技術サービス事業)

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 当連結会計年度末の連結対象は、上記の12社を含む連結子会社85社、持分法適用関連会社3社であります。
3. 出資比率の()内の比率は、間接保有であります。

(4) 対処すべき課題

欧米・アジアなど世界経済は、景気の下振れリスクの懸念があるなか、国内においては東日本大震災の復興に向けた動きが期待される一方、サプライチェーン問題、電力不足等に伴う生産面の下押しリスクや消費マインドの悪化も懸念されるなど、不透明感・不確実な経営環境が当面続くと思われまます。このような状況下において、以下の課題を認識して対処してまいります。

- ① 経営・事業環境の変化に即した対応と適切な運営
 - ・グループ全社が自社の経営・事業環境の変化を捉え、防災・復興関連事業、再生可能エネルギー事業への取組み、併せてそれらの事業への資金調達能力の強化を図ってまいります。
 - ・国内市場にとらわれない顧客ニーズ・スピード感を持った時勢に適した対応等により、時勢に乗り遅れない適切な経営を図り成長を維持する事業運営を目指します。
- ② グループ経営効率の最適化の追求
 - ・グループコストを意識した連結経営を基本に経営効率の良い最適なグループ組織の再編を図り、グループ経営の効果を高めてまいります。
- ③ 財務基盤の安定化ならびに収益力の拡大
 - ・グループ全社が売上高や収益を高めるとともに、コストの再見直しと効率化を図り、グループ各事業会社の適正な利益の確保による黒字化により収益力の拡大を目指します。
 - ・株主資本の増強による財務体質の強化と有利子負債の削減により、安定した財務基盤の強化を目標として、グループ価値を高める経営を図ります。これらを早期に実行し株主への安定的かつ適正な利益配分が可能となる経営を目指します。
- ④ グローバルなグループ経営に向けた取組みの推進
 - ・グローバルな「グリーン・インフラ」事業強化による、真のグリーン・インフラ企業としての転換の実現を目指します。
 - ・当社グループの総合力を結集・発揮するとともに当社グループの方針に賛同される企業と、メガソーラー開発の金融スキームの構築とグリーン・インフラ事業の協働を図ります。
 - ・世界規模での事業や、資金調達を拡大するための組織、人材、グローバルプレーヤーとのネットワークの構築を図ります。
- ⑤ グループブランド力の強化の推進
 - ・グループブランドイメージを重視した、タイムリーでメッセージ性の高い情報内容と情報発信の実現を図ります。

- ・グループ事業について情報発信ツールによる、継続的な露出を図り認知度を高め、ブランド力の強化を推進いたします。

上記の課題の達成により、更なる発展のための事業基盤の確立と企業価値の向上を図る所存です。

(5) 主要な事業内容 (平成23年4月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	主要な事業内容
金融サービス事業	証券、投信委託・投資顧問などの金融商品取引法にもとづく金融商品取引業
技術サービス事業	空間情報コンサルティング、グリーンプロパティ事業およびグリーンエネルギー事業

(6) 主要な営業所等 (平成23年4月30日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
-----	-------------------

② 子会社

事業の種類別セグメントの名称	会 社 名	本社所在地
金融サービス事業	日本アジアホールディングズ株式会社 日本アジア証券株式会社 おきなわ証券株式会社 Japan Asia Securities Limited ユナイテッド投信投資顧問株式会社	東京都千代田区 東京都中央区 沖縄県那覇市 香港(中国) 東京都中央区
技術サービス事業	国際航業ホールディングス株式会社 国際航業株式会社 株式会社KHIC KOKUSAI EUROPE GmbH	東京都千代田区 東京都千代田区 兵庫県明石市 ベルリン(ドイツ)

(7) 使用人の状況（平成23年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	使用人数（人）
金融サービス事業	602 (4)
技術サービス事業	2,091 (445)
全社（共通）	16 (一)
合計	2,709 (449)

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時雇用者数は()内に平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	3名増	40.8歳	4.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向社員を含んでおりません。
なお、使用人数に使用人兼務取締役、臨時雇用者を含んでおりません。
2. 平均勤続年数の記載は、被合併会社からの勤続期間を通算して算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年4月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	5,918百万円
株式会社東和銀行	4,817百万円
株式会社りそな銀行	3,313百万円

- (注) 上記の金額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローン契約による以下の借入金を含んでおります。
- | | |
|-----------|------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 2,000（百万円） |
| 株式会社りそな銀行 | 1,200（百万円） |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社（日本アジアグループ株式会社）、連結子会社85社および持分法適用関連会社3社により構成されており、日本アジアホールディングズ株式会社を中心に、主に証券業、投信委託・投資顧問業を行う「金融サービス事業」と、国際航業ホールディングス株式会社を中心に、空間情報コンサルティング、グリーンプロパティ事業およびグリーンエネルギー事業を行う「技術サービス事業」を展開しております。

平成22年3月より、国際航業ホールディングス株式会社は当社グループの戦略的コア事業の片翼を担う技術サービス事業分野の中間持株会社となり、一方の日本アジアホールディングズ株式会社は、金融サービス事業分野の中間持株会社として、両社は各サービス事業分野の専門性を発揮した事業戦略やリスク管理等を行い、より高度なレベルで協力、提携を通じ「金融」と「技術」を融合し付加価値を高め、両分野の収益の安定的拡大を目指します。

また、平成22年3月以降、グループ運営の強化と全体としての最適化を目指し、「金融サービス事業」と「技術サービス事業」をコア事業として定め、グループ内組織の再編を通じ、「金融」と「技術」の融合を加速化し、経営資源の選択と集中により効率的で戦略的な経営体制を構築することを基本方針とし、戦略的コア事業との事業シナジーが見込めない子会社の整理を行いました。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（平成23年4月30日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,785,348株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,696,337株 |
| ③ 株主数 | 3,590名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED	667,157株	39.37%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505086	216,313株	12.77%
藍澤証券株式会社	214,286株	12.65%
JAPAN LAND LIMITED	108,583株	6.41%
JA PARTNERS LTD	105,964株	6.25%
日本アジアホールディングズ株式会社	87,129株	5.14%
ノムラ シンガポール リミテッド アカントノミニエフジェー 1309	46,573株	2.75%
JAPAN ASIA SECURITIES LIMITED A/C CLIENT	43,328株	2.56%
シンクス株式会社	36,338株	2.14%
大阪証券金融株式会社	21,357株	1.26%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,967株）を控除して計算しております。
2. 自己株式1,967株は株主名簿上当社名義になっておりますが、当事業年度末時点で精算が一部未了であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成23年4月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	山 下 哲 生	日本アジアホールディングズ(株)取締役 国際航業ホールディングス(株)取締役会長
取 締 役	呉 文 繡	国際航業ホールディングス(株)代表取締役社長
取 締 役	増 田 雄 輔	日本アジアホールディングズ(株)代表取締役社長 日本アジア証券(株)取締役 ユナイテッド投信投資顧問(株)取締役会長 日本アジアファイナンシャルサービス(株)取締役
取 締 役	加 藤 伸 一	経営企画本部長
取 締 役	川 上 俊 一	管理本部長
常 勤 監 査 役	沼 野 健 司	社外監査役 (社外役員に関する事項参照)
監 査 役	八 杉 哲	社外監査役 日本経済大学 教授 (社外役員に関する事項参照)
監 査 役	小 林 一 男	社外監査役 (社外役員に関する事項参照)

(注) 1. 監査役沼野健司氏、八杉哲氏、および小林一男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当社は、社外監査役各氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役増田雄輔氏は、平成23年6月1日付でユナイテッド投信投資顧問(株)の取締役になりました。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

取締役清見義明氏は、平成22年7月29日開催の第23回定時株主総会において任期満了で退任いたしました。

③ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (一名)	146,832千円 (一十千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15,400千円 (15,400千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	162,232千円 (15,400千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年1月27日開催の第21回定時株主総会決議において年額300百万円以内と定める固定枠と前事業年度の連結当期純利益の5%以内と定める変動枠の合計額と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年1月27日開催の第21回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社と兼職先の関係
社外監査役	沼野 健司	日本アジアホールディングズ(株) 社外監査役	連結子会社である金融サービス事業を統括する中間持株会社
社外監査役	八杉 哲	日本アジア証券(株)社外監査役 日本アジアファイナンシャルサービス(株)社外監査役	連結子会社である証券会社 連結子会社である金融サービス会社
社外監査役	小林 一男	日本アジアホールディングズ(株) 社外監査役 国際航業ホールディングス(株) 社外監査役	連結子会社である金融サービス事業を統括する中間持株会社 連結子会社である技術サービス事業を統括する中間持株会社

- (注) 社外監査役小林一男氏は、平成23年6月24日開催の藍澤證券株式会社の株主総会において補欠の社外監査役に選任されております。

ロ. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
社外監査役	沼野 健司	当期に開催の取締役会23回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。 当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。
社外監査役	八杉 哲	当期に開催の取締役会23回のうち19回、監査役会13回のうち11回に出席いたしました。 大学院において資金調達論の研究に取り組み、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。
社外監査役	小林 一男	当期に開催の取締役会23回のうち21回、監査役会13回の全てに出席いたしました。 当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	172百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、証券業における顧客資産の分別管理に対する検証業務についての対価を支払っております。
- ③ 当社の重要な子会社の監査
当社の重要な子会社は新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求にもとづいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。また、これらを適切に実行していくために社内に内部統制委員会を設置し、内部統制に関する計画、文書化および評価を実施することにしております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会規程にもとづき、原則として月1回の取締役会を開催し、重要事項の審議ならびに決議を行う。
- ロ. 取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の職務執行を監督する。
- ハ. 監査役会を設置し、監査役は各種会議への出席や、監査役監査基準等にもとづく業務執行状況調査などを通じて取締役の職務執行の監査を行う。
- ニ. コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化ならびに企業倫理の浸透をはかる。
- ホ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、グループでの法令および内部規程等の遵守状況を監査し、社長および取締役会に1年に1回ないし2回、監査総括報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理に関する諸規程等に従って保存・管理する。
- ロ. 取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写ができる手続きを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. グループにおける最適なリスク管理体制を構築するために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を定め、全般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展による企業価値の向上を脅かすリスクに対処する。
- ロ. 災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、リスク情報の円滑な伝達ならびに機動的対応をはかる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、経営組織を構築し、代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。
 - ロ. 業務は、効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲における権限を定める稟議規程や職務権限規程の整備をはかる。
- ⑤ 会社および会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「関係会社管理規程」にもとづき、純粋持株会社制の下でグループ各社が担うべき役割を明確にし、グループとして最適運営をはかる。
 - ロ. グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ（特に、上場会社の場合には自主性を最大限、尊重する。）、各事業分野の中間持株会社において、現状報告や情報共有のための報告会議を開催し、当社へ結果報告を行う等グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備をはかる。
 - ハ. グループ全役職員は、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合は、内部通報制度を利用し、相談および通報することができる。
 - ニ. 監査役会はグループ会社の監査役と意見交換会を適宜開催することができる。
- ⑥ 監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役の監査役業務補助のための補助スタッフを求めた場合には、速やかにこれを設置する。
 - ロ. 補助スタッフの監査業務に関する独立性を確保するため、当該使用人は監査業務に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役会の出席のほか、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、重要な稟議書類等は監査役へ回付するほか、要請に応じて随時社内文書等の提出または閲覧できる具体的手段を整備する。
 - ロ. 内部情報に関する重要事実等が発生した場合は、取締役または使用人から、遅滞なく監査役に報告ができる体制を整備する。

- ハ. 取締役・使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、会計監査人の会計監査の内容および監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど会計監査人との連携をはかれるものとする。
 - ロ. 内部監査室長は、監査役に対し、内部監査計画を協議するとともに内部監査結果について報告するなど、密接な連携をとるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- イ. 当社は、反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。
 - ロ. 当社は、反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。
 - ハ. 当社は、反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
 - ニ. 当社は、反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う。
 - ホ. 当社は、いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

連結貸借対照表

(平成23年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	58,802,901	流動負債	48,871,750
現金及び預金	14,656,193	買掛金	4,746,560
受取手形及び売掛金	20,403,884	短期借入金	15,649,015
証券業におけるトレーディング商品	341,391	証券業における預り金	2,058,712
商品及び製品	3,937,147	1年内償還予定の社債	11,418,000
仕掛品	323,577	1年内返済予定の長期借入金	3,480,218
原材料及び貯蔵品	21,207	リース債務	213,477
販売用不動産	6,765,552	未払金	1,480,462
証券業における信用取引資産	4,835,916	未払法人税等	317,336
短期貸付金	1,851,939	証券業における信用取引負債	4,186,106
未収入金	694,372	繰延税金負債	1,651
繰延税金資産	261,153	賞与引当金	442,276
その他	4,798,074	証券事故損失引当金	453,496
貸倒引当金	△87,511	受注損失引当金	59,002
固定資産	30,303,382	債務保証損失引当金	3,828
有形固定資産	12,058,745	その他	4,361,602
建物及び構築物	3,859,104	固定負債	14,026,957
機械装置及び運搬具	380,605	社債	718,000
土地	7,308,771	長期借入金	8,880,410
リース資産	323,389	リース債務	237,313
その他	186,874	繰延税金負債	1,004,737
無形固定資産	3,948,519	退職給付引当金	1,685,392
のれん	2,355,928	負のれん	347,222
その他	1,592,591	その他	1,153,880
投資その他の資産	14,296,116	特別法上の準備金	27,422
投資有価証券	8,554,009	金融商品取引責任準備金	27,422
長期貸付金	1,837,757	負債合計	62,926,130
敷金及び保証金	1,393,328	純資産の部	
繰延税金資産	409,947	株主資本	12,762,870
その他	5,366,709	資本金	3,800,000
貸倒引当金	△3,265,635	資本剰余金	4,877,241
資産合計	89,106,283	利益剰余金	4,499,749
		自己株式	△414,121
		その他の包括利益累計額	415,447
		その他有価証券評価差額金	418,308
		繰延ヘッジ損益	△2,448
		為替換算調整勘定	△412
		少数株主持分	13,001,836
		純資産合計	26,180,153
		負債純資産合計	89,106,283

連結損益計算書

(平成22年5月1日から
平成23年4月30日まで)

(単位：千円)

	科 目	金 額
	売上高	57,727,475
売上	売上原価	39,167,838
販売	販売費及び一般管理費	18,559,637
営業	営業外収益	19,712,879
	受取配当金	1,153,242
	受取の配当金	922,122
	受取の配当金	113,128
	受取の配当金	109,912
	受取の配当金	194,383
	受取の配当金	323,139
	受取の配当金	181,557
営業	営業外費用	1,863,726
	支払替	1,240,532
	支為そ	418,031
	支為そ	205,162
特	特別利益	2,094,846
	固定資産売却益	1,116,646
	投資関係の倒債	94,810
	金融商品の取引金の	293,339
	融補	49,737
	融補	61,566
	融補	206,309
	融補	16,553
	融補	250,473
	融補	143,856
特	特別損失	4,763,240
	固定資産除売却損	40,411
	固定資産売却損	250,473
	投資関係の倒債	1,609,748
	融補	83,941
	融補	14,089
	融補	453,351
	融補	29,289
	融補	1,694,024
	融補	296,718
	融補	60,792
	融補	79,180
	融補	151,219
税	法人税、住民税及び事業税	5,741,440
法	法人税、住民税及び事業税	271,974
法	法人税、住民税及び事業税	△367,352
少	少数株主調整前当期純損失	5,646,062
数	少数株主調整前当期純損失	1,511,015
当	当期純損失	4,135,047

連結株主資本等変動計算書

(平成22年5月1日から)
(平成23年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年4月30日残高	3,800,000	4,877,241	8,634,796	△8,143	17,303,895
連結会計年度中の変動額					
当期純損失	—	—	△4,135,047	—	△4,135,047
自己株式の取得	—	—	—	△405,977	△405,977
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△4,135,047	△405,977	△4,541,025
平成23年4月30日残高	3,800,000	4,877,241	4,499,749	△414,121	12,762,870

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
平成22年4月30日残高	△34,517	△3,070	19,653	△17,935	14,212,772	31,498,732
連結会計年度中の変動額						
当期純損失	—	—	—	—	—	△4,135,047
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△405,977
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	452,826	622	△20,065	433,382	△1,210,936	△777,553
連結会計年度中の変動額合計	452,826	622	△20,065	433,382	△1,210,936	△5,318,579
平成23年4月30日残高	418,308	△2,448	△412	415,447	13,001,836	26,180,153

(注) 平成21年2月20日の旧日本アジアグループ株式会社、旧株式会社モスインスティテュート及び当社との三社合併以前より日本アジアホールディングズ株式会社等の連結子会社が保有している親会社株式は、自己株式に相当しますが、連結上は相殺消去しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 85社
- ・主要な連結子会社の名称 日本アジアホールディングズ(株)
日本アジア証券(株)
国際航業ホールディングス(株)
国際航業(株)

当連結会計年度において、重要性が増したため連結子会社とした(株)アスナルコーポレーション、新たに株式を取得したJapan Asia Securities Limited及びその他5社並びにKOKUSAI EUROPE GmbHの連結子会社17社を新たに連結の範囲に含めております。

また、株式の売却等により(株)五星、(株)コスメックス及びその他7社を連結の範囲から除外し、連結子会社2社が合併により消滅しております。

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 一社
- 前連結会計年度において非連結子会社であった(株)アスナルコーポレーションは、重要性が増したため連結子会社としました。
- また、前連結会計年度において非連結子会社であったKOKUSAI KOGYO (THAILAND) CO., LTD. は清算終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 3社
- ・主要な持分法適用関連会社の名称 アジア航測(株)
(株)イメージワン
(株)ミッドマップ東京

当連結会計年度において、重要性が増したため連結子会社とした(株)アスナルコーポレーション、及び株式の売却により(株)五星を連結の範囲から除外したことにより同社の関連会社2社を持分法の適用範囲から除外しております。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用しない関連会社の名称 (株)マップリンク

関連会社に対する投資については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日と異なる決算期の子会社に関しては、連結決算日までの間に生じた重要な取引に対し、連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社の国際ビルマネジメント(株)については、当連結会計年度より決算日を12月31日から3月31日に変更したことにより、当連結会計年度における会計期間は15ヶ月となっております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------------|--|
| イ 売買目的有価証券
(証券業におけるトレーディング商品) | 時価法を採用しております。 |
| ロ その他有価証券
・時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）を採用しております。 |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ハ デリバティブ | 時価法を採用しております。 |
| ニ たな卸資産 | 主として、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------------|--|
| イ 有形固定資産
(リース資産を除く) | 主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年
機械装置及び運搬具 2～17年
その他 2～20年 |
| ロ 無形固定資産
(リース資産を除く) | 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。 |
| ・市場販売目的のソフトウェア | 社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ・自社利用のソフトウェア | 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。 |
| ハ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |

③重要な引当金の計上基準

- | | | |
|---|-------------|---|
| イ | 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ | 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。 |
| ハ | 退職給付引当金 | 連結子会社の一部の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
なお、一部の子会社では、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。 |
| ニ | 債務保証損失引当金 | 債務保証の履行による損失に備えるため、その発生可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |
| ホ | 受注損失引当金 | 受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未 completion 業務の損失見込額を計上しております。 |
| ヘ | 金融商品取引責任準備金 | 一部の連結子会社では、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。 |
| ト | 証券事故損失引当金 | 一部の連結子会社では、証券事故に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。 |

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、それ以外の請負契約については工事完成基準を適用しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしているものについては特例処理を採用しており、それ以外のものについては繰延ヘッジ処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ハ ヘッジ方針

ヘッジ対象……………借入金等に係る金利
金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの既に経過した期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の間に高い相関関係があるか否かで有効性を評価しております。なお、特例処理による金利スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

⑦のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及びのれん相当額、及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれん及び負ののれん相当額については投資効果の発現する期間を個別に見積もり、合理的な期間で均等償却しております。

⑧その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

①会計処理の原則及び手続の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業損失、経常損失はそれぞれ12,983千円増加し、税金等調整前当期純損失は92,164千円増加しております。

②表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度より、「会社計算規則の一部を改正する省令」(平成22年9月30日平成22年法務省令第33号)を適用し、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)に基づき、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

(連結損益計算書)

イ 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

ロ 前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒損失」は、金額的重要性が増したため区分掲記しました。

なお、前連結会計年度における「貸倒損失」の金額は8,434千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保資産

現金及び預金	1,118,982千円
受取手形及び売掛金	57,849千円
証券業におけるトレーディング商品	299,790千円
商品及び製品	2,066,528千円
販売用不動産	4,362,148千円
その他（流動資産）	73,025千円
建物及び構築物	3,190,190千円
土地	7,055,263千円
投資有価証券	5,312,694千円
その他（投資その他の資産）	871,900千円
計	24,408,371千円

上記のほか、連結子会社株式4,742,301千円を担保に供しております。

②担保付債務

短期借入金	7,248,800千円
1年内償還予定の社債	800,000千円
1年内返済予定の長期借入金	3,125,844千円
証券業における信用取引負債	3,075,085千円
長期借入金	8,397,601千円
計	22,647,331千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,290,510千円

(3) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

保 証 先	金 額 (千円)	内 容
従 業 員	7,221	銀行等の借入債務
複 数 得 意 先	71,378	顧客の借入債務（つなぎ融資）等
計	78,600	

(4) 圧縮記帳額

国庫補助金の受入により有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳額は、機械装置250,473千円であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	1,696,337	—	—	1,696,337
合計	1,696,337	—	—	1,696,337
自己株式				
普通株式	9,036	85,364	—	94,400
合計	9,036	85,364	—	94,400

(注) 普通株式の自己株式の増加85,364株は、合併に伴う端数株式の買取によるもの及び貸付金の代物弁済により取得したものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、金融サービス事業及び技術サービス事業を行っております。運転資金については原則として金融機関からの短期借入金による調達を行っております。

設備資金につきましては案件ごとに手元資金で賄えるか不足するかについての検討を行い、不足が生じる場合は金融機関からの長期借入金による調達を行っております。資金に余剰が生じた場合は、借入金の返済によって資金効率の向上に努めることを基本方針としておりますが、一時的な余剰資金である場合においては定期預金を中心に保全を最優先した運用を行うこととしております。

当社グループのうち一部の連結子会社は、金融サービス事業を行うため、市場の状況や長短借入金のバランスを調整して、銀行借入による間接金融によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの一部の連結子会社が保有する金融資産は、主として個人に対する信用取引貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、証券業におけるトレーディング商品及び投資有価証券は、主に株式、債券及び投資信託であり、売買目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金、証券業における信用取引資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1年以内の回収期日であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

短期借入金、証券業における信用取引負債は、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとのデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

海外子会社への外貨建ての貸付金については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債は、主に営業取引に係る資金調達の一環であります。

金融サービス事業におけるデリバティブ取引には先物取引及び為替予約取引があり、市場価格の変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権である受取手形及び売掛金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。一部の連結子会社は、信用取引貸付金について、リスク管理規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、コンプライアンス部により行われ、また、定期的に内部管理統括責任者に報告を行っております。

ロ 市場リスクの管理

変動金利の借入金のうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとのデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

海外子会社への外貨建ての貸付金については、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に先物為替予約を利用しております。

投資有価証券は、定期的に時価を把握しております。

一部の連結子会社は、リスク管理規程に従い、自己売買のディーラー別限度額を設け、売買管理部により日々管理し定期的に内部管理統括責任者に報告を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からの当座貸越枠の取得、月次の資金繰り計画の作成などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年4月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,656,193	14,656,193	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,403,884	20,403,884	—
(3) 証券業における信用取引資産	4,835,916	4,835,916	—
(4) 投資有価証券	6,501,438	6,188,437	△313,000
資産計	46,397,433	46,084,432	△313,000
(1) 買掛金	4,746,560	4,746,560	—
(2) 短期借入金	15,649,015	15,649,015	—
(3) 証券業における預り金	2,058,712	2,058,712	—
(4) 証券業における信用取引負債	4,186,106	4,186,106	—
(5) 社債	12,136,000	12,144,285	8,285
(6) 長期借入金	12,360,629	12,327,337	△33,291
負債計	51,137,023	51,112,017	△25,006

- (注) 1. 長期借入金には、一年内に返済予定のものを含めております。
2. 社債には、一年内に償還予定のものを含めております。
3. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 証券業における信用取引資産

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式は期末日における取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 証券業における預り金
 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 証券業における信用取引負債
 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 社債
 市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6) 長期借入金
 長期借入金の種類（会社毎）や一定の期間に基づく区分ごとに分類し、固定金利のもの、または、変動金利であっても金利の変動が市場金利に連動していないもの、金利スワップの特例処理によるものについては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式 等	1,472,571

(注) 社債券580,000千円に対して全額貸倒引当金を計上しているため、当該社債券の金額を控除した純額で表示しております。
 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

一部の子会社では、東京都その他の地域において、主に、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

平成23年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は266,882千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益は97,804千円（特別利益に計上）、減損損失は392,396千円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
5,825,009	△229,819	5,595,190	6,546,107

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額のうち、主な増加は賃貸用のオフィスビルの追加取得（327,509千円）、新規連結子会社の取得に伴う資産の増加（49,615千円）であり、主な減少は不動産の減損損失（392,396千円）、賃貸用の土地の売却（104,632千円）、賃貸用のオフィスビルに係る減価償却費（119,916千円）であります。
3. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 8,226円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2,459円34銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(1) 減損損失関係

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

①資産のグルーピングの方法

当社グループは、資産を事業資産、賃貸資産、遊休資産等にグループ化し、事業資産については、地域事業所等をグルーピングの最小単位とし、賃貸資産及び遊休資産については個別の物件を最小単位としております。

②減損損失を認識した資産グループ及び減損損失計上額、資産種類ごとの内訳

用途	場所	種類	金額(千円)
事業資産	東京都千代田区ほか	建物及び構築物、土地等	10,169
	東京都中央区ほか	その他(無形固定資産)等	5,073
	スペイン	その他(無形固定資産)	45,712
遊休資産	沖縄県那覇市	土地等	392,396
合計			453,351

③減損損失を認識するに至った経緯

事業資産については連結子会社の収益性の低下及び回収可能価額の低下により、また、遊休資産については沖縄地区におけるホテル開発プロジェクトの中止により、当該資産グループについて資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額453,351千円を減損損失として特別損失に計上しております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、不動産鑑定評価基準等を基にした正味売却価額又は使用価値により算定しております。

- (2) 災害による損失は、平成23年3月に発生した東日本大震災による機材の損害60,792千円であります。

(3) 企業結合等関係

・パーチェス法適用

1. Japan Asia Securities Limitedの株式取得による子会社化について

当社の連結子会社である日本アジアホールディングズ株式会社は、平成22年4月20日開催の取締役会において、Japan Asia Securities Limitedの全株式の取得を決議し、平成22年5月14日付で同社株式34,250,000株を取得し、連結子会社としました。

①被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得後の議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

イ 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業名 Japan Asia Securities Limited

事業の内容 証券業

ロ 企業結合を行った主な理由

金融サービス事業の顧客の中国・香港株式などの需要に対し、より正確な情報の提供と、充実した取引環境の提供を行い、顧客へのサービスの向上、ビジネス拡大を目指すとともに、証券事業の大きなシナジー効果と差別化を図るためであります。

ハ 企業結合日 平成22年5月14日

ニ 企業結合の法的形式 株式取得

ホ 結合後企業の名称 変更はありません。

ヘ 取得後の議決権比率 100.0%

ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

証券事業のビジネス拡大、顧客ニーズ対応及び差別化のため、当社の連結子会社である日本アジアホールディングズ株式会社において同社株式を取得したためであります。

②連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日

③取得原価の算定に関する事項

取得の対価 380,000千円

取得原価 380,000千円

④取得原価の配分に関する事項

イ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額	
流動資産	852,870千円
固定資産	12,780千円
合計	865,651千円

負債の額	
流動負債	632,506千円
固定負債	一千円
合計	632,506千円

ロ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん 1,578千USD (146,855千円)

発生原因：連結計算書類上、取得原価が取得時の被取得企業の時価純資産を上回ったため、当該差額をのれんとして認識しております。

償却の方法及び償却期間 5年間にわたる均等償却

2. 株式会社アスナルコーポレーションの子会社化について

連結子会社である株式会社アスナルコーポレーションについて、前連結会計年度に取得原価の配分が完了しておりませんでした。当連結会計年度において、取得原価の配分が完了し、流動資産に△25,241千円、有形固定資産に101,873千円、投資その他の資産に△3,223千円、流動負債に△4,592千円、固定負債に18,905千円を配分しております。

・子会社株式の売却

株式会社五星の株式売却

当社の連結子会社である国際航業ホールディングス株式会社は、平成22年6月15日開催の取締役会において、株式会社五星（以下、五星という。）の全株式を譲渡することを決議いたしました。概要は以下のとおりです。

①結合当事企業の名称、その事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式を含む取引の概要

イ 結合当事企業の名称とその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社五星

事業の内容 総合建設コンサルタント

ロ 企業結合を行った主な理由

国際航業グループと五星の協働は、五星の地域密着スタイルと国際航業株式会社の技術サポートとの融合による新たな地域展開モデルを構築し、地方自治体を中心としたお客様向けのサービス展開力を強化し、グループ一体経営による両社の経営基盤の安定化を図ることを目的としておりました。

しかしながら、国際航業グループでは、環境・エネルギー分野における世界市場でのニーズが想定していた以上の立ち上がりを見せることとなったため、既存事業の組替を断行し、環境・エネルギー分野へ経営資源を投入して、自らが事業主体となって地球規模でのグリーン・インフラ整備に取り組む経営方針を中期経営計画で決定いたしました。

そうした中で、五星と中期経営計画への取り組みについて議論を行ってまいりましたが、資源の配分方法等、経営方針について国際航業グループと五星の間で乖離が生じ、結果として、双方がそれぞれの経営方針に基づいた事業展開を推進することが、双方の利益に資するものであるとの判断に至り、資本提携を解消することといたしました。

ハ 企業結合日 平成22年6月30日

ニ 法的形式を含む取引の概要 株式売却

②実施した企業結合の会計処理の概要

イ 移転損益の金額

関係会社株式売却益 49,737千円

ロ 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
資産の額

流動資産 927,430千円

固定資産 712,341千円

合計 1,639,772千円

負債の額

流動負債 987,203千円

固定負債 563,945千円

合計 1,551,148千円

ハ 会計処理

受取対価と売却した子会社に係る資産及び負債の純額との差額を関係会社株式売却益として計上しております。

③結合当事企業が含まれていた報告セグメント 技術サービス事業

④当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている結合当事企業に係る損益の概算額

売上高 261,487千円

営業損失 98,662千円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西文夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木一宏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅孝典	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジアグループ株式会社の平成22年5月1日から平成23年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジアグループ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成23年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,866,222	流動負債	13,010,834
現金及び預金	480,031	関係会社短期借入金	2,000,000
前払費用	10,186	1年内償還予定の社債	10,680,000
関係会社短期貸付金	2,232,000	未払金	107,667
未収還付法人税等	3,300	未払費用	195,840
未収消費税等	17,000	未払法人税等	4,000
その他	123,703	賞与引当金	8,000
固定資産	21,536,632	その他	15,326
有形固定資産	439	固定負債	340,656
工具、器具及び備品	439	長期未払金	339,724
無形固定資産	120,783	長期預り保証金	809
商標権	119,930	繰延税金負債	122
ソフトウェア	626	負債合計	13,351,490
その他	226	純資産の部	
投資その他の資産	21,415,409	株主資本	11,055,898
投資有価証券	13,108	資本金	3,800,000
関係会社株式	20,655,093	資本剰余金	8,435,550
関係会社出資金	541	資本準備金	8,435,550
長期未収入金	668,750	利益剰余金	△1,171,313
破産更生債権等	29,487	その他利益剰余金	△1,171,313
敷金及び保証金	76,715	繰越利益剰余金	△1,171,313
その他	1,500	自己株式	△8,337
貸倒引当金	△29,786	評価・換算差額等	△4,534
		その他有価証券評価差額金	△4,534
資産合計	24,402,855	純資産合計	11,051,364
		負債純資産合計	24,402,855

損 益 計 算 書

(平成22年5月1日から
平成23年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	864,000
売 上 総 利 益	864,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	852,107
営 業 利 益	11,892
営 業 外 収 益	95,232
受 取 利 息	63,285
受 取 配 当 金	28,617
匿 名 組 合 投 資 利 益	843
そ の 他	2,486
営 業 外 費 用	1,311,710
支 払 利 息	58,545
社 債 利 息	557,264
社 債 発 行 費	695,900
経 常 損 失	1,204,584
特 別 利 益	141,308
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	132,300
そ の 他	9,008
特 別 損 失	106,827
固 定 資 産 除 却 損	4,317
投 資 有 価 証 券 評 価 損	23,756
投 資 有 価 証 券 売 却 損	17,260
貸 倒 損 失	58,504
そ の 他	2,987
税 引 前 当 期 純 損 失	1,170,103
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210
当 期 純 損 失	1,171,313

株主資本等変動計算書

(平成22年5月1日から)
(平成23年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成22年4月30日残高	3,800,000	12,620,591	12,620,591	△4,185,041	△4,185,041	△8,143	12,227,407
事業年度中の変動額							
当期純損失	—	—	—	△1,171,313	△1,171,313	—	△1,171,313
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△194	△194
欠 損 填 補	—	△4,185,041	△4,185,041	4,185,041	4,185,041	—	—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△4,185,041	△4,185,041	3,013,727	3,013,727	△194	△1,171,508
平成23年4月30日残高	3,800,000	8,435,550	8,435,550	△1,171,313	△1,171,313	△8,337	11,055,898

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成22年4月30日残高	142	142	12,227,549
事業年度中の変動額			
当期純損失	—	—	△1,171,313
自己株式の取得	—	—	△194
欠 損 填 補	—	—	—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△4,676	△4,676	△4,676
事業年度中の変動額合計	△4,676	△4,676	△1,176,185
平成23年4月30日残高	△4,534	△4,534	11,051,364

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 会計処理の原則及び手続の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益は578千円減少、経常損失は578千円増加、税引前当期純損失は3,565千円増加しております。

(2) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「商標権」は、金額の重要性が増したため区分掲記しました。

なお、前事業年度における「商標権」の金額は251千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 618千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 4,250,000千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内償還予定の社債 800,000千円

なお、上記の関係会社株式のうち3,250,000千円は、関係会社の借入金1,917,800千円の担保に供しております。

(3) 保証債務

次の会社について、債務保証を行っております。

保 証 先	金 額	内 容
国際航業(株)	3,500,000千円	借入金
日本アジアホールディングズ(株)	821,966千円	借入金
計	4,321,966千円	

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります(区分表示したものを除く)。

短期金銭債権 67,015千円

短期金銭債務 101,291千円

長期金銭債務 339,724千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	864,000千円
販売費及び一般管理費	84,707千円
営業取引以外の取引高	833,567千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	普通株式1,541株
------------------------	------------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	12,120千円
賞与引当金	3,255千円
投資有価証券評価損	78,365千円
税務上の繰越欠損金	3,966,883千円
その他	9,765千円
評価性引当額	<u>△4,070,389千円</u>
繰延税金資産合計	<u> 一千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u> △122千円</u>
繰延税金負債合計	<u> △122千円</u>
繰延税金負債の純額	<u> △122千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本アジアホールディングズ(株)	2,641	中間持株会社	100.00	役員の兼任 従業員の出向派遣 資金の貸付 経営管理 債務保証	資金の貸付(注2)	7,140	関係会社短期貸付金	2,154
						利息の受取(注2)	47	その他流動資産	2
						債務の保証(注5)	821	—	—
						経営指導料(注4)	720	その他流動資産	63
子会社	日本アジア証券(株)	4,000	証券業	100.00	役員の兼任 業務の委託	支払手数料(注6)	695	未払金	70
子会社	国際航業ホールディングス(株)	16,939	中間持株会社	59.46	役員の兼任 資金の借入 経営管理	資金の借入(注3)	2,300	関係会社短期借入金	2,000
						経営指導料(注4)	120	—	—
子会社	国際航業(株)	16,729	空間情報サービス	100.00	債務保証	債務の保証(注5)	3,500	—	—

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。
3. 資金の借入金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 経営指導料については、対価として合理的な金額を算定のうえ決定しております。
5. 債務保証については、金融機関からの借入金に対して行ったものであり、保証料は受領していません。
6. 支払手数料については、当社が委託する業務内容を勘案して協議のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6,520円76銭
- (2) 1株当たり当期純損失 691円12銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西文夫	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木一宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅孝典	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジアグループ株式会社の平成22年5月1日から平成23年4月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年5月1日から平成23年4月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年6月23日

日本アジアグループ株式会社 監査役会

監査役 (常勤・社外) 沼野 健 司 ㊟

監査役(社外) 八杉 哲 ㊟

監査役(社外) 小林 一 男 ㊟

以上